

ちゅうおう 消費者だより

P.1~3 チケットのインターネット販売に関する注意点！

P.4 中央区消費生活展2019を開催しました

第177号

編集発行

中央区消費生活センター
☎3546-5332

令和2年2月

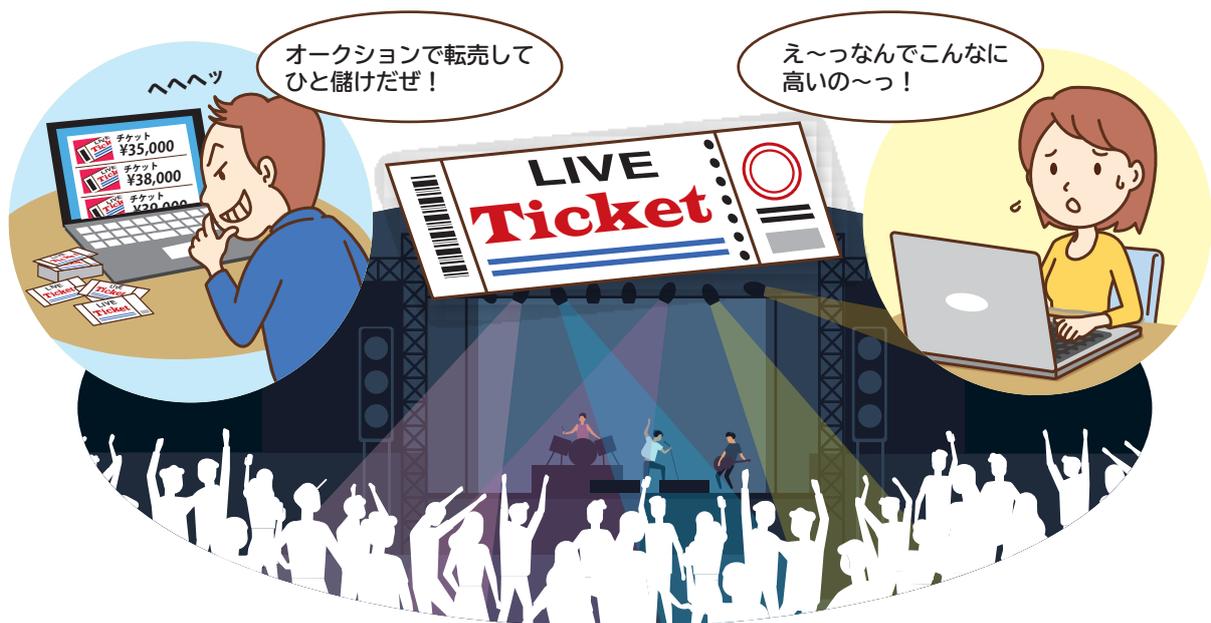
ホームページ
<http://chuo-consumer.genki365.net/>

チケットのインターネット販売に関する

注意点！

近年、コンサートや演劇等の舞台、令和2年に開催を控えている東京オリンピック・パラリンピック等のスポーツの大会などの入場券（チケット）を、インターネットで購入する機会が増えています。

そこで、令和元年に施行されたチケット不正転売禁止法や、特にインターネットによるチケット購入に関するトラブル事例と予防・対処方法を紹介합니다。



中央区消費生活センター 相談窓口のご案内

消費生活相談
専用ダイヤル

☎03 (3543) 0084 ☎03 (3546) 5727

相談日時 月曜日から金曜日まで 午前9時～午後4時（祝日・年末年始を除く。）

所在地 〒104-8404 東京都中央区築地 1-1-1 中央区役所 1階
<http://chuo-consumer.genki365.net/>

契約や解約に関するトラブル、クーリング・オフの方法や商品の品質、事故等についての相談を専門の相談員がお受けしています。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

VEGETABLE
OIL INK

チケット不正転売禁止法って、どんな法律？

制定された背景

ダフ屋行為（チケット等を転売目的で購入し、会場周辺で希望者に売りさばくこと）や、インターネット上での不当な高額転売等を禁止するとともに、その防止等に関する措置などを定めた法律が、チケット不正転売禁止法（特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律）です。この法律は、令和元年6月14日に施行されました。

ダフ屋行為は、公共の場所でのうろつき・つきまとい等の迷惑行為として、各地の迷惑防止条例で違反した者には罰則が科せられています。近年、インターネットの普及により一般人がチケットを転売することが簡単にできるようになったことなどから、転売目的でチケットを買い占められ、販売サイトなどで高値での購入を余儀なくされる人が増加しました。しかし、インターネット上での転売は、公共の場所での行為に該当しないことから、これまでの条例では規制ができないという問題が指摘されていました。

そこで、チケット不正転売禁止法では、「特定興行入場券」の不正転売や、不正転売を目的とする譲り受けを禁止するとともに、違反した者には1年以上の懲役又は100万円以下の罰金並びにその両方を科すことができるように定めています。

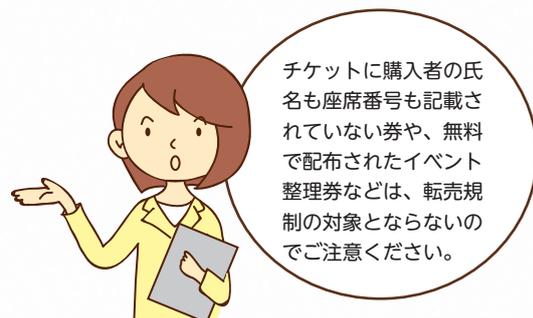


特定興行入場券とは？

「特定興行入場券」とは、転売禁止対象となったチケットのことで、不特定又は多数の者に販売され、かつ、下記の3つの要件を満たしたものをいいます。また、「不正転売」とは、興行主に無断でチケットを継続反復して、販売価格を超える価格で転売することです。

- 1 興行主等が、販売時に、興行主の同意のない有償譲渡を禁止する旨を明示し、かつ、その旨を当該入場券の券面等に表示していること
- 2 興行が行われる日時と場所が特定されていること、及び入場資格者又は座席が指定されていること
- 3 興行主等が、販売時に、入場資格者、又は、購入者の氏名と連絡先を確認する措置を講じ、かつ、その旨を当該入場券の券面等に表示していること

中央 太郎 コンサート	
2	令和〇年〇月〇日 (〇) 18:00 開場 18:30 開演 〇〇ホール 〇列〇番 15,000 円 (税込) 主催：中央区
1	※チケットの転売はいかなる場合でも固くお断りいたします。
3	※チケットの販売時に購入者の氏名・連絡先を確認しています。
	〇列〇番
	令和〇年 〇月〇日 (〇) 18:30 開演
	15,000 円



チケットをめぐるトラブル事例

事例



- 1 ラグビーの大会名をインターネットで検索し、検索結果の一番上に出ていたサイトを公式サイトだと思い込み、クレジットカードの一括払いでラグビーの大会の入場券を購入した。その後、そのサイトが、海外の非公式サイトであり、転売禁止のチケットを購入してしまったことに気づいた。購入をキャンセルしたいのだが、どうしたらいいか。



- 2 人気グループのコンサートチケットが、大手のチケット販売サイトで売り切れたので、インターネットで検索して出てきたサイトを大手チケット販売サイトの関連業者のものと勘違いして、チケットを購入した。購入後にチケットの券面に記載された価格を見ると、当初の価格の3倍の金額で購入したことがわかった。あまりにも高いので、クーリング・オフしたい。

解説

転売しているチケットを購入する際は、興行主の規約等で、正式な購入先はどこか、転売が禁止されているか、入場時の本人確認が必要かなどの条件をあらかじめ確認しておいてください。転売したものを購入しても、入場ができなかったり、返金を認めてもらえないなどのリスクがあるからです。

転売禁止のチケットを購入してしまった場合や購入したチケットが契約どおりに届かない場合は、クレジットカードでの購入であれば、カード会社に連絡し、経緯を十分に説明しましょう。カード会社でこれらの事情を踏まえ、返金等に向けた対応を行うかどうかを判断します。

消費者が申込みや契約締結をした後でも、一定の期間内であれば無条件で申込みの撤回や契約の解除ができる「クーリング・オフ」という制度があります。しかし、インターネット通販を含む通信販売は、クーリング・オフが認められていないため、原則として販売業者の利用規約に従うことになります。解約を認めていないサイトも多いので、販売業者の連絡先や解約・返品条件を確認しておく必要があります。

また、購入後に入場できないことが分かったうえで、転売することはやめましょう。チケット不正転売禁止法の違反になる場合や、転売で購入した人が入場できないなどのトラブルの責任を転売者が追及される場合があります。

正式な購入先でチケットを購入し、急遽都合が悪くなった場合には、正規のリセールサイトを利用すると良いでしょう。

今後も増えていくと思われるチケットのインターネット販売・転売。不安に思った場合やトラブルになった場合は、消費生活センターに相談しましょう！



中央区消費生活展 2019 を開催しました

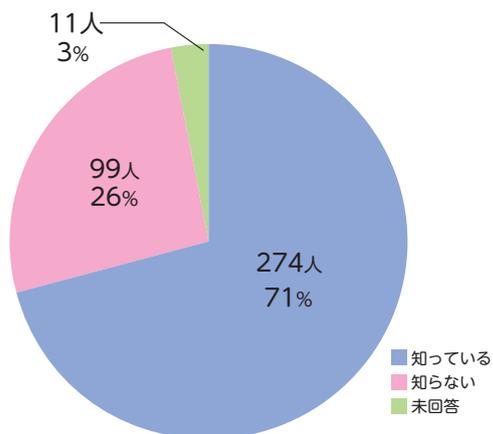
令和元年11月4日(月・祝)、月島区民センターの1階ロビー・会議室において「中央区消費生活展」を開催しました。消費者団体等の団体がパネル展示やクイズ形式のスタンプラリーなどで、生活に役立つ情報を幅広く紹介し、今回もたくさんの方にご来場いただきました。(来場者数 384人)

消費生活展の様子



来場者アンケートから、最近の消費生活に関する事例を紹介します。

■ チケット不正転売禁止法を知っていますか？



●消費生活センターより

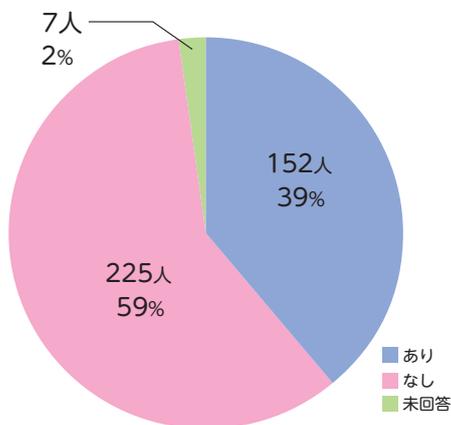
チケット不正転売禁止法は令和元年6月に新たに制定された法律です。(1~3ページ参照)

チケットを購入・売却をする際には規約等を十分確認の上行ってください。

トラブルを未然に防ぐためのポイント

- インターネットでチケットを購入する際は、公式のチケット販売サイトを利用する。
- 興行主等の規約で転売が禁止されている転売チケットは絶対に購入しない。
- チケットを転売する際は、不正転売に当たらないかをよく確かめる。

■ スマートフォン・携帯電話に身に覚えのない料金を請求するメールが届いたことがありますか？



●消費生活センターより

知らないメールアドレスから突然、「消費料金」「デジタルコンテンツ利用料」「他社から譲渡された債権」等請求するメールが送られてくるケースが増えています。

相手は国の機関や大手企業、弁護士や司法書士の事務所を名乗っていますが、お金をだまし取ろうとする詐欺の手口の一つなので、十分な注意が必要です。

トラブルを未然に防ぐためのポイント

- 通知に記載されている連絡先に絶対に連絡をしない。
- 心当たりのない請求は無視する。

商品やサービスの契約トラブルなど「困ったな」と感じたときは、まずは消費生活センターにご相談ください。